

三郷市立小・中学校の通学区域について

答申

令和7年11月

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会

令和7年11月21日

三郷市教育委員会
教育長 檜垣 幸久 様

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会
会長 白石 匡子

三郷市立小・中学校の通学区域について（答申）

令和7年9月24日付け三教環発第13号で諮問がございました北中学校、早稲田中学校及び瑞穂中学校の通学区域の見直しにつきましては、下記のとおり答申します。

通学区域の変更は、児童生徒や保護者、地域住民に多大な影響を及ぼすものです。本審議会では、各委員と慎重に審議を重ねたうえで意見を取りまとめました。影響を受ける方々の思いを十分に尊重して、より良い教育環境の整備に向けた取り組みを推進してください。

記

1 答申

早稲田小学校の通学区域のうちJR武蔵野線以南の北中学校及び早稲田中学校の通学区域については、令和9年4月から瑞穂中学校の通学区域とする。

2 答申理由

- (1) JR武蔵野線を境として通学区域を分けることで、通学時の安全性が高まることが見込まれるので、生徒が安心して登校できると考えられる。
- (2) 早稲田中学校と瑞穂中学校の生徒数のバランスが良くなる。
- (3) 今後、推計されている北中学校の生徒数・学級数の増加に対して抑制

効果が見込まれる。

(4) 周知期間を考慮して令和9年4月から適用することが望ましい。

3 付帯意見

- (1) 既に在籍している生徒に対しては、引き続き同じ学校に通学できるよう経過措置を設けられたい。
- (2) 兄姉が北中学校在籍中であれば、希望に応じて弟妹も北中学校に入学できるよう配慮されたい。
- (3) 今回、通学区域が変更されるこどもたちに対しては、令和9年度から令和10年度までの期間、早稲田中学校も選べる措置を設けられたい。
- (4) 通学区域変更を決定する前に、児童生徒や保護者、地域住民の意見を聞く機会を設けられたい。

4 審議の経緯

第1回

令和7年9月24日開催

第2回

令和7年10月22日開催

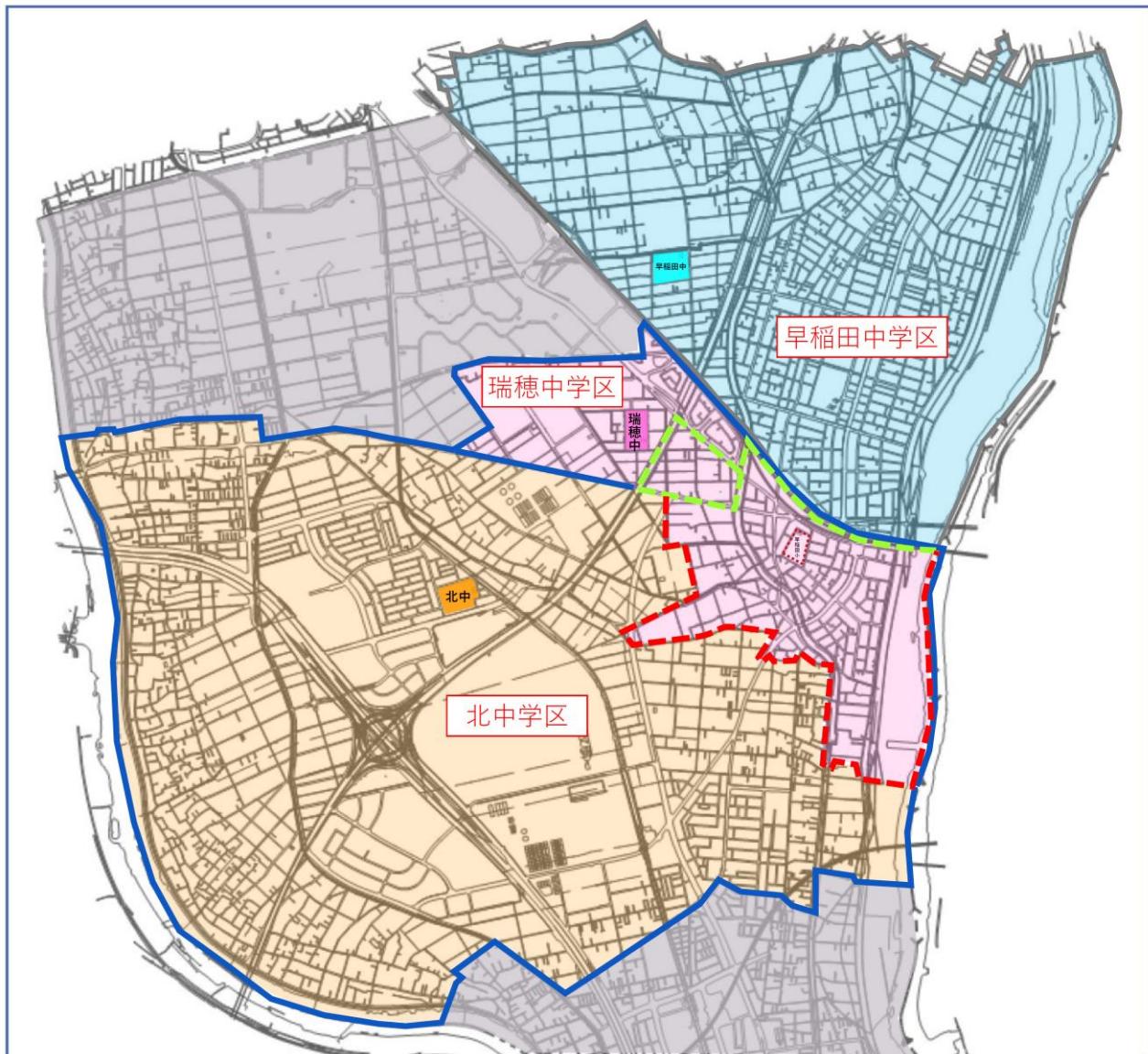
第3回

令和7年11月21日開催

5 審議の観点

- (1) 通学時の安全
- (2) 児童の心理的負担
- (3) 適正規模・適正配置
- (4) 生徒数と学級数の推計
- (5) 小学校と中学校の通学区域
- (6) 新中学1年生の進学先

答申参考資料



凡例

- 学区の見直し区域
- 元の学区境
- - - 変更後の学区境